

令和6年12月26日
総合教育会議 資料2

国登録有形文化財 (建造物) (藤間家住宅主屋) の 保存と活用に向けた 整備の推進について

茅ヶ崎市教育委員会
教育推進部博物館
令和6年12月26日 (木)



国登録有形文化財（建造物）の歩みと現状（全国）

国登録有形文化財（建造物）は、日本の文化財保護制度の一環として、重要な歴史的価値や芸術的価値を持つ建物を指定する制度です。この制度は2004年に始まり、国の文化財保護法に基づいています。

歴史

【制定の背景】

近年の開発や都市計画の進展、生活様式の変化等により、社会的評価を受けるまもなく消滅の危機に晒されている多種多様かつ大量の近代等の文化財建造物を後世に幅広く継承していくために作られました。

【対象】

原則として建設後50年を経過したもののうち、国土の寄与しているもの、造形の規範となっているもの、再現することが容易でないものが対象で、明治時代から昭和初期の建造物が多く含まれています。

現状

【登録数】

令和6年10月1日現在、全国で14,141件の建物が登録されています。地域ごとに独自の文化や歴史を反映した建造物が多く、観光資源としても注目されており、増加傾向にあります。

【推移の概要】

2004年 制度開始時には約1,500件が登録されました。

2010年代 数年ごとに登録件数が増加し、2010年には約6,000件、2015年には約8,000件を超えました。

2020年代 2020年には10,000件を超え、さらに増加傾向にあります。

【活用】

登録された建物は、修理や改修を行う際に、国や自治体からの支援を受けることができます。また、文化財としての価値を活かしつつ、地域活性化や観光促進に寄与しています。

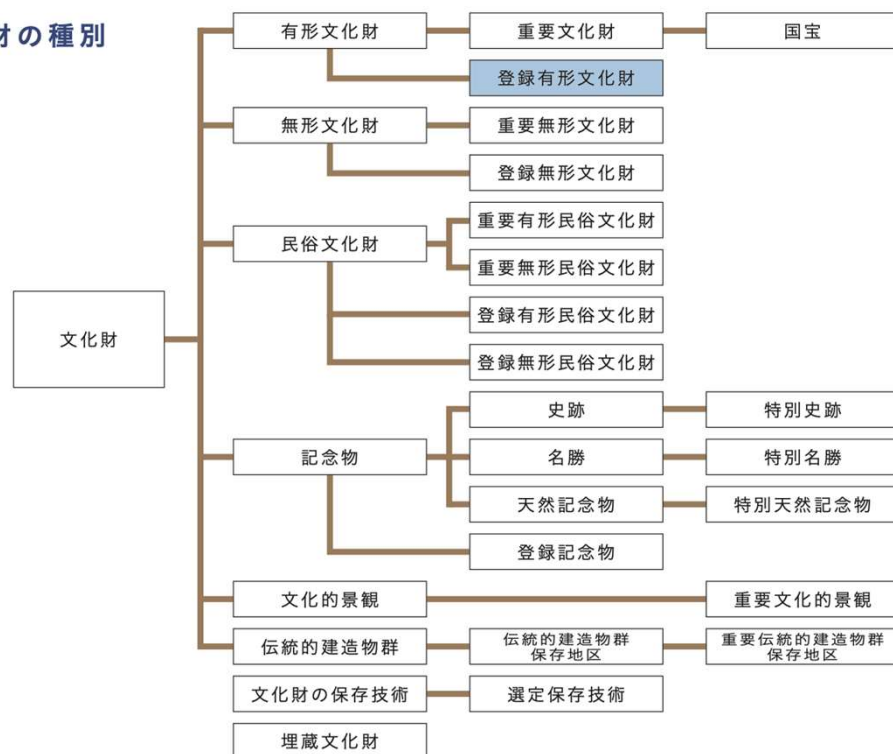
国登録有形文化財は日本の文化遺産を守り、次世代へと引き継ぐ重要な役割を果たしています。

私たちの周りには、残していきたい風景がたくさんあります。身近な建造物であっても、地域に親しまれている建物や、時代の特色をよく表わしたものの、再び造ることができないものは、貴重な文化財です。この文化財建造物を守り、地域の資産として活かすための制度＜文化財登録制度＞が平成8年に誕生しました。

登録有形文化財建造物は、50年を経過した歴史的建造物のうち、一定の評価を得たものを文化財として登録し、届出制という緩やかな規制を通じて保存が図られ、活用が促されています。既に10,000件を超える建造物が登録されています。

これからも、この制度を利用して、多くの建造物が保存され、まちづくりや観光などに積極的に活用されることが期待されています。

文化財の種別



登録の基準

原則として建設後50年を経過したもののうち、

一 国土の
歴史的景観に
寄与しているもの



こりゅうじ
高龍寺本堂（北海道）



白川橋（岐阜県）

二 造形の規範と
なっているもの



名古屋大学豊田講堂（愛知県）



くば
沖縄市立ふるさと園旧久場家住宅主屋
（沖縄県）

三 再現することが
容易でないもの



朝日小学校円形校舎（三重県）



ごすけえんてい
五助堰堤（兵庫県）

文化庁パンフレット「登録有形文化財建造物制度の御案内」より

小学校校舎を多世代交流の体験型施設として活かす

鳥海山の麓に建つ、昭和28年建設の木造校舎。3棟の校舎棟と屋内運動場が並んでいます。地域経済の活性化を目指し、豊富な木材資源を活用できる「木育」に主眼を置いた、木のおもちゃ美術館としてリニューアルしました。木工製作ワークショップなどを開催し、子どもも大人も楽しめる取り組みを行っています。



建設当時の規模のまま残る4棟の建物が、それぞれ渡り廊下で繋がっています。



教室を利用した遊び場。東京おもちゃ美術館が選定する「グッド・トイ」で実際に遊べます。

住みながら、地域の伝統文化発信拠点として活かす

明治3年に建設された住宅で、現在も小栗家によって住み続けられています。プロジェクトンマッピングなどのデジタル先端技術も取り入れながら、茶会や各種展示会などに活用されています。令和元年6月には「国登録有形文化財全国所有者の会（略称：全国登文会）」設立総会が開催されました。



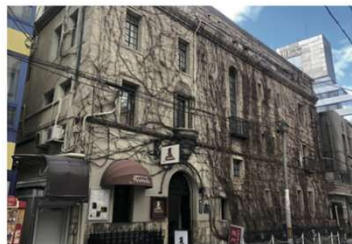
国登録有形文化財全国所有者の会の設立総会に使われました。



プロジェクトンマッピングを利用した茶会も開催しています。

ビルを文化・芸術の情報発信の場として活かす

GHQ将校用施設になったことを契機に個人邸宅からテナントビルに転用しました。現在は商業利用以外に伝統文化の発信や様々な団体と連携した取り組みを行っています。特に「生きた建築ミュージアムフェスティバル大阪（通称：イケフェス大阪）」では毎年多彩な館内プログラムを展開しています。



ツタに覆われたビルは大正時代の建築で、中層都市住宅の初期の事例です。



イケフェス大阪では所有者による解説付きツアーも人気プログラムのひとつです。

文化庁パンフレット「登録有形文化財建造物制度の御案内」より

国登録有形文化財（建造物）の全国的な課題

1. 保存と維持管理

資金不足： 保存や修復に要する費用が高く、特に民間の建物では資金調達が困難

技術的な問題： 伝統的な技術や材料を用いた修復を行うことができる専門技術者の不足

2. 利活用

活用方法の多様性：

文化財としての価値を保ちながら、商業的に利用する方法を模索する試みが行われているものの、文化財の保護と適切なバランスが求められています。

地域との連携：

地域住民や観光客との関係を深めるための取り組みが必要

3. 認知度の向上

国登録有形文化財の重要性や価値についての理解や認知が不十分で、地域住民の興味・関心を引く必要があります。また、保存と活用への関わりを構築することが必要であると考えられています。

4. 災害への脆弱性

自然災害の影響： 地震や台風などの自然災害に対して脆弱で、適切な防災対策が必要。

文化財（建造物）の近隣市町の取り組み

市町	大磯町			開成町	小田原市	横浜市
名称	旧吉田邸 (町指定有形文化財)	明治記念大磯邸園 (町指定有形文化財)	鷗立庵 (町指定有形文化財)	瀬戸屋舗 (町指定文化財)	清閑亭 (国登録有形文化財) ※敷地は国指定史跡	横浜市 イギリス館 (横浜市指定有形文化財)
特徴	内閣総理大臣を務めた吉田茂が暮らしていた邸宅	伊藤博文、大隈重信、西園寺公望、陸奥宗光にゆかりのある邸宅や庭園などの歴史的建造物	西行法師の歌で名高い「鷗立沢」に佇む300年以上続く俳諧道場	開成町北部、金井島に所在し江戸時代、旧金井島の名主を代々つとめた瀬戸家が、家屋を構えてきた屋敷	清閑亭が位置するのは、土塁と呼ばれ、戦国時代に小田原北条氏が築いたもの	昭和12年に、上海の大英工部総署の設計によって、英国総領事公邸として、現在地に建てられた
立地	国道1号沿い			県道720号沿い 周囲田園	小田原城付近	港の見える丘公園内
保存活用 の 状況	・郷土資料館分室(直営) ・有料で一般公開 ・一部部屋の貸出	・都市公園として公開予定 ・指定管理を検討 ・観覧有料を予定	・指定管理者が運営 ・ワークショップや寄席、演奏会などを有料で実施	・指定管理者が運営 ・ワークショップや寄席、演奏会などを有料で実施	・指定管理者が運営 ・喫茶や飲食店として営業	・指定管理者が運営 ・一部貸付 ・結婚式場としても活用 ・観覧無料
法令	博物館法	都市公園法	文化財保護法	文化財保護法	文化財保護法	都市公園法

文化財（建造物）の近隣市町での取り組み



旧吉田邸
(町指定有形文化財)



明治記念大磯邸園
(町指定有形文化財)



鴟立庵
(町指定有形文化財)



瀬戸屋鋪
(町指定文化財)



清閑亭
(国登録有形文化財)



横浜市イギリス館
(横浜市指定有形文化財)

藤間家住宅主屋の概要（所在）



藤間家住宅主屋は、茅ヶ崎市柳島に所在し、建造物だけでなく、様々な資料や敷地も含めて近世の茅ヶ崎の一端を語るうえで欠かせない文化財です。

柳島の住宅地に位置しており、周辺道路は狭あいであるほか、柳島小学校の通学路となっています。

所在：茅ヶ崎市柳島二丁目6番30号



藤間家住宅主屋の位置

藤間家住宅主屋及び敷地の概要（敷地）



藤間家住宅主屋がある敷地の面積は
3897.52㎡。

敷地の中央に、国登録有形文化財藤間家住宅主屋があり、周辺には藤間家が使用していた、洗濯室、資料室、図書室、学習室、物置、納屋などの建造物があります。また、敷地内は、茅ヶ崎の植生を残した心地の良いみどりに包まれています。

なお、敷地は、市指定史跡「藤間家（近世商家）屋敷跡」にも指定されています。

- 国登録有形文化財藤間家住宅主屋
- 民俗資料館旧藤間家住宅の敷地
- 市指定史跡「藤間家（近世商家）屋敷跡」

国登録有形文化財旧藤間家主屋の概要



建物構造：木造平屋建、鉄板葺

建築面積：151㎡（登録面積）

建築年代：昭和7年（1932）

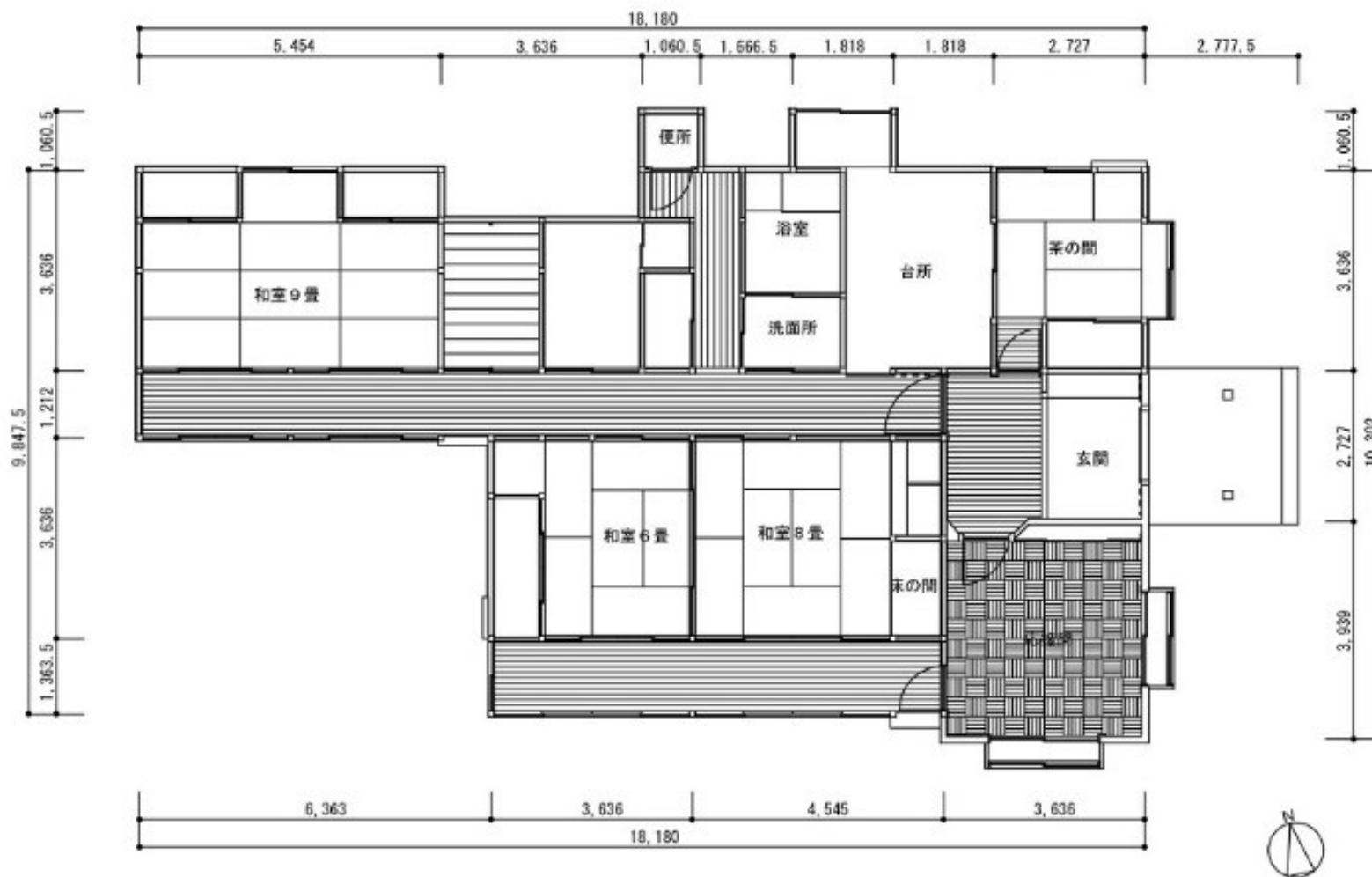
登録年月日：平成27年3月26日

登録番号：14-0192

登録基準：造形の規範となっているもの

特徴：敷地中央に位置し、洋間を玄関南に配するが、北脇の和室を含む東立面全体を下見板張の洋風意匠で統一しています。その他は、簾子下見板張りとして和洋の意匠を対比的に採用しています。平面は中廊下の前後に居室を並べる設計者西村伊作の作風の一端を示す近代住宅です。

国登録有形文化財旧藤間家主屋の概要



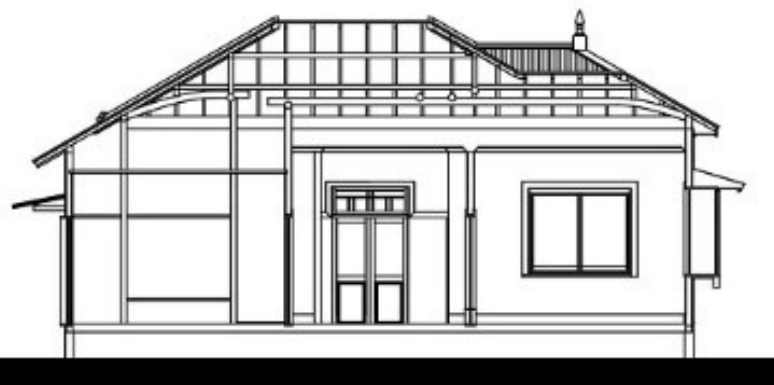
平面図

(文化資料館調査研究報告22
「藤間家住宅の建築と西村建築株式会社」より)

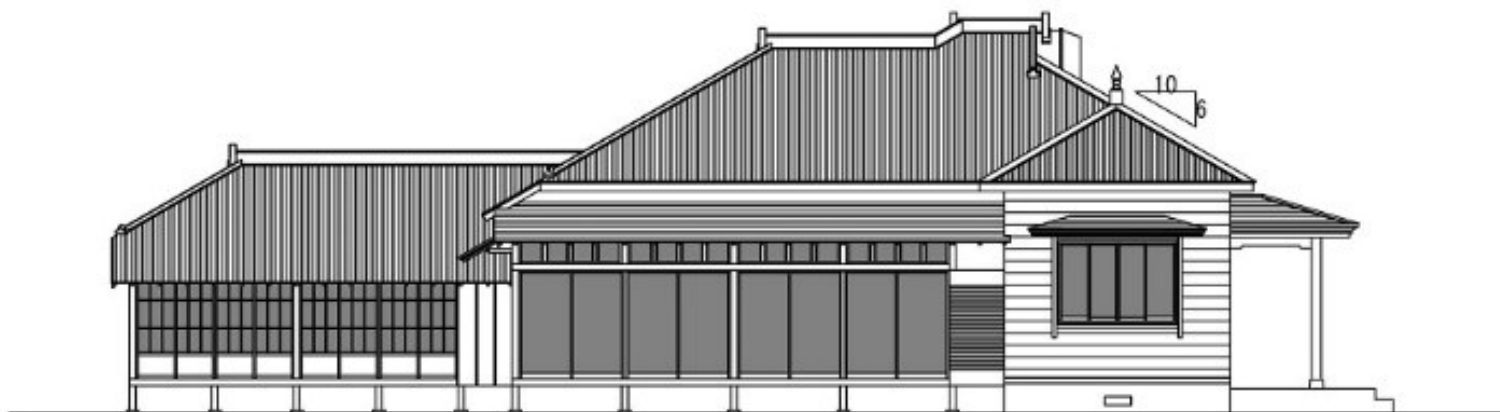
国登録有形文化財旧藤間家主屋の概要



東側立面図



断面図

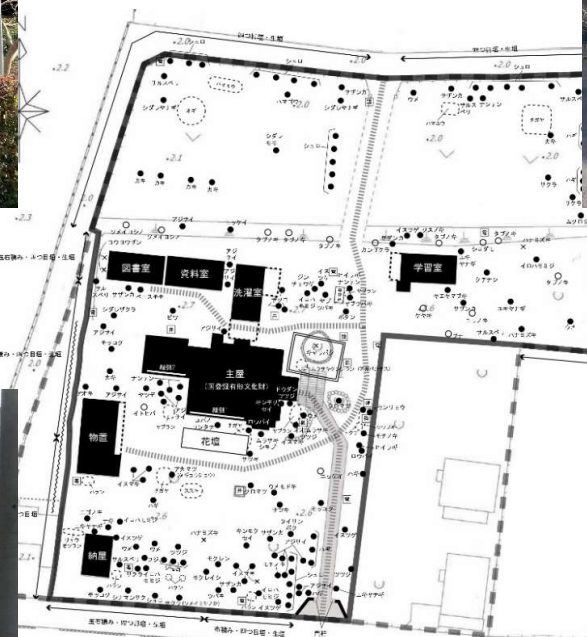


南側立面図

S=1:150

(文化資料館調査研究報告22
「藤間家住宅の建築と西村建築株式会社」より)

国登録有形文化財旧藤間家主屋の概要（外周）



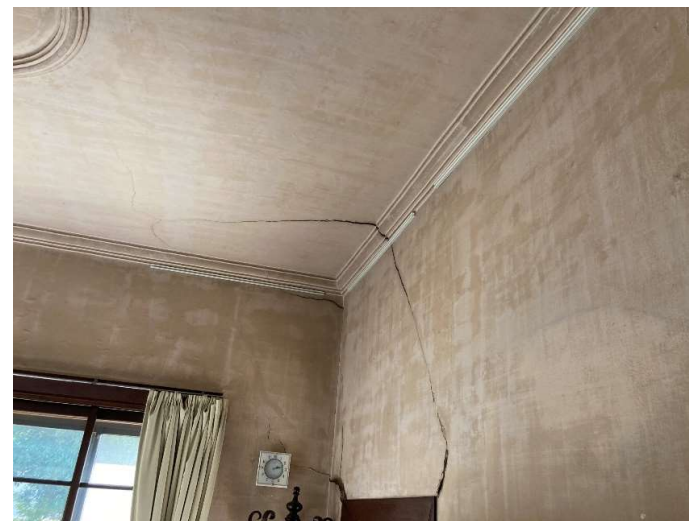
国登録有形文化財旧藤間家主屋の概要



国登録有形文化財旧藤間家主屋の概要（外観）



国登録有形文化財旧藤間家主屋の概要（主屋内写真）



国登録有形文化財旧藤間家主屋の概要（主屋内写真）



国登録有形文化財旧藤間家主屋の概要（主屋内写真）



国登録有形文化財旧藤間家主屋の概要（主屋内写真）



応接間の傾き
(→応接間の沈下解消)



応接間の壁面に入るクラック
(→内壁の補修・漆喰の塗り替え)



1階天井の雨漏り
(→屋根部の雨漏り箇所の補修)



外壁のはがれ
(→外壁の塗り替え)

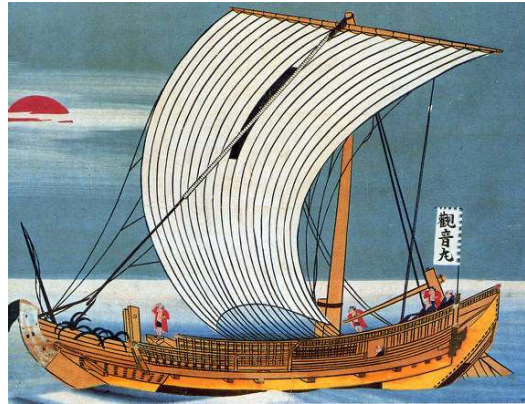


玄関ポーチ基壇のクラック
(→基壇の補修)

旧藤間家関連歴史・美術等資料（博物館所蔵）



太平年表録（古文書）



観音丸（軸）



浮世絵（市美術館所蔵）



美術工芸品



書

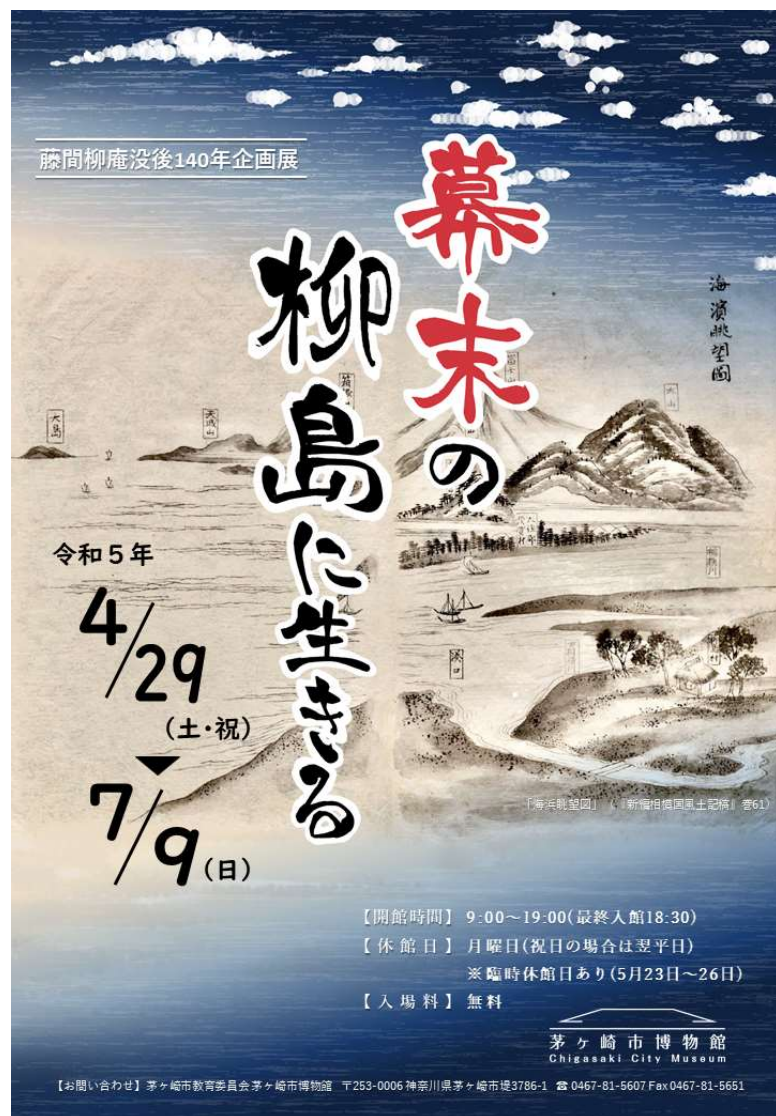


陶磁器類



仏像等の彫像

旧藤間家関連歴史・美術等資料（博物館所蔵）



【会期】 令和5年4月29日～7月9日

【日数】 44日

【来館者数】
10,639人

【関連イベント】
自然観察会、ギャラリートーク（博物館、藤間家）、講演会、スタンプラリー

藤間家から、近世から近代にかけての、数多くの文化財が市に寄贈され、博物館や藤間家で収蔵しています。藤間柳庵に係る資料を紹介した展示会です。

旧藤間家関連歴史・美術等資料（博物館所蔵）



市指定史跡藤間家（近世商家）屋敷跡の概要



指定範囲は、市への寄贈前であったため、寄附前の所有者である藤間家の敷地全てを指定しています。

- 国登録有形文化財藤間家住宅主屋
- 民俗資料館旧藤間家住宅の敷地
- 市指定史跡「藤間家（近世商家）屋敷跡」

市指定史跡藤間家（近世商家）屋敷跡の概要

広大な敷地が残る藤間家は、これまで、大きな土地改変を受けた形跡が見られず、平成19年に改修工事に合わせて確認調査を実施したところ、現地表面下に三段の石垣が確認されたため、屋敷地に近世から遺存している可能性がありました。

その後、第4次調査まで実施し、平成25年3月15日に藤間家（近世商家）屋敷跡として市文化財保持条例による史跡として指定をいたしました。



三階建ての蔵跡



南側石垣（第3次調査）

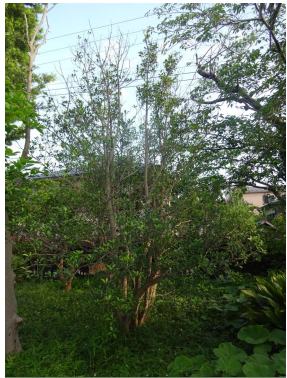
（「茅ヶ崎市埋蔵文化財調査報告42 藤間家屋敷跡」より）

 国登録有形文化財藤間家住宅主屋
 民俗資料館旧藤間家住宅の敷地
 市指定史跡「藤間家（近世商家）屋敷跡」

敷地内の自然環境



敷地内の自然環境（特徴的な植物）



モクレイシ（希少）



ハマゴウ



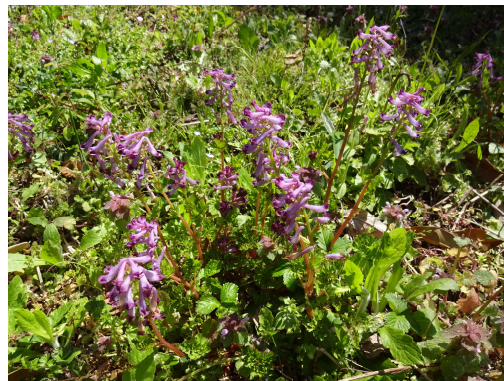
ニッケイ



タンキリマメ



キランソウ



ムラサキケマン



カラスビシャク



カントウタンポポ



トウダイグサ



タチツボスミレ

国登録有形文化財旧藤間家主屋及び敷地の文化財としての本質的価値

茅ヶ崎が住宅地として発展を開始する近代の先駆的建造物（歴史・建築）

明治から昭和初期に活躍し、西洋建築の影響を受けながらも、日本の伝統的な建築様式を取り入れた公共住宅が高く評価されている建築家である西村伊作による設計（建築）

藤間家は500年以上続く家柄で名主を務めた家柄であり、特に、13代当主である藤間柳庵は名主・廻船業・文人として活躍（歴史・文化・芸術）

敷地は、近世商家の跡として市指定史跡である（歴史）

茅ヶ崎の海岸部の動植物を見ることができる（自然）

近世から近代の文化と自然といった資源が積層している湘南地域においても稀有な文化財である（歴史）

歴史・文化・芸術・建築・自然という多岐にわたる文化財を適切に保存管理し、
次世代に確実に継承するとともに、
持続可能な方法で教育にとどまらない活用を模索していくことが必要である

旧藤間家住宅保存活用事業について

令和6年度は、文化庁の補助金を活用し、登録有形文化財建造物保存修理事業として現況調査・耐震診断調査を実施し、保存活用計画の素案づくりを推進しています。

事前調査・設計

登録有形文化財としての価値を損ねないよう、文化財建造物保存修理主任技術者の資格保有者などによる現況調査・耐震診断・補強・修理基本計画の作成を実施します。また、補強・修理基本計画では、第3者による評価を取得する予定です。

保存活用計画の策定

現況調査等を反映した文化財保護法に基づく保存活用計画の策定を目指します。

有識者からのアドバイス

藤間家住宅主屋を登録有形文化財に登録する際に所見をいただいた学識経験者などから、改修の方向性について意見を聴き、検討を進めています。

文化庁の指導助言と市文化財保護審議会へ諮問

保存活用計画や耐震補強・修理計画について、茅ヶ崎市文化財保護審議会へ諮問しご意見をいただきつつ、文化庁の指導・助言をご意見をいただきながら、計画を策定を目指します。

旧藤間家住宅保存活用事業について（スケジュール）

	令和6(2024)年度				令和7(2025)年度				令和8(2026)年度				令和9(2027)年度			
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
文化庁 県教委	指導助言 現地調査															
耐震診断	入札 契約	現地調査 耐震診断														
基本設計 実施設計				発注 準備	入札 契約	基本設計	発注 準備	入札 契約	実施設計	設計図書作成 発注準備						
耐震・ 補強工事											発注 準備	入札 契約	耐震・補強等工事			
保存活用 計画策定	計画（案）の内部検討 計画の概要など、直営で作成可能な 箇所を記述				アドバイザー会議で、計画の詳細を有識者会議からアドバイスをい だきながら策定 文化庁・県教委に随時内容について指導・助言を受ける											
市文化財 保護 審議会	計画案 審議		計画案 審議	計画案 審議	計画案 審議		計画案 審議	計画案 審議	計画案 審議・パブ リック コメン ト	計画 審議 策定		現状変 更申請				